

マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例に関する  
自治体向けQ&A（第4版）

令和3年10月5日 第1版

令和3年12月1日 第2版

令和4年4月28日 第3版

令和4年9月21日 第4版

凡例

略称等	概要
動物愛護管理法	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）
登録制度	動物愛護管理法に基づき、マイクロチップを装着した犬及び猫の所有者情報等について、当該動物の所有者が、環境大臣が指定した指定登録機関に当該情報の登録を行う制度
特例制度	動物愛護管理法第39条の7に規定されている「狂犬病予防法の特例」に基づく制度
特例通知	特例制度において、環境大臣から犬の所在地を管轄する市町村長に送付される通知

目次

1	特例制度について
	① 特例制度とはどのようなものですか。
	② 特例制度に参加することによる市町村や飼い主へのメリットは何ですか。
	③ 民間登録団体が行っているマイクロチップ登録事業に登録している場合、当該マイクロチップは狂犬病予防法第4条第2項の鑑札とみなされますか。
	④ 特例制度に参加していない市町村に所在する犬の飼い主は、指定登録機関のマイクロチップに関する情報登録を受ける必要がありますか。（新設）
2	特例制度への参加について
	① 特例制度に参加するための手続について教えてください。
	② 令和4年6月1日の制度開始以降でも参加は可能ですか。
	③ 特例制度参加市町村の情報はどのように知ることができますか。
	④ 特例制度参加に必要な「求め」をした後に、「求め」を撤回することはでき

		ますか。
3	指定登録機関からの通知について	
	①	特例通知の情報はどのようにして確認することができますか。
	②	特例通知にはどのような情報が含まれていますか。
	③	特例通知の対象となる犬の範囲について教えてください。
	④	特例制度に、「令和4年6月1日の施行日前までに参加する場合」と「それ以降に参加する場合」の通知される情報の範囲はどのようになりますか。
	⑤	特例通知の電子メールを確認し忘れた場合や定期的に管内の犬の所在情報を確認し、原簿を更新したい場合などに、環境省データベース上の登録情報をまとめて閲覧することはできますか。
	⑥	既に狂犬病予防法第4条第2項の規定により登録済みの犬について、新たにマイクロチップが装着され、指定登録機関にマイクロチップ情報が登録された場合は、特例制度参加市町村に、その犬の情報は通知されますか。
	⑦	犬の所有者が当該犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合は、生後90日を経過した日）から30日を経過した後に指定登録機関の登録又は変更登録を受けた場合、特例制度参加市町村に対して通知は送られますか。
	⑧	指定登録機関にマイクロチップ情報が登録された犬が、特例制度参加市町村から特例制度不参加市町村にその所在地を変更した場合、それぞれの市町村に指定登録機関から通知されますか。
	⑨	指定登録機関にマイクロチップ情報が登録された犬が、特例制度不参加市町村から特例制度参加市町村にその所在地を変更した場合、それぞれの市町村に指定登録機関から通知はされますか。
	⑩	特例制度参加市町村に所在する犬に装着されたマイクロチップが、動物愛護管理法施行規則第21条の6に規定する「やむを得ない事由」に該当するとして取り外された場合、指定登録機関から当該市町村にその旨の特例通知は送付されますか。（新設）
	⑪	特例制度に参加するために、現在使用している狂犬病予防法に基づく犬の登録システムの改修は必要ですか。
	⑫	特例通知された情報に保管期間等は定められていますか。（新設）
	⑬	特例通知は行政文書に該当しますか。（新設）
4	特例通知の解釈と市町村における犬の登録手続について	
	①	特例通知を受けた時点で、市町村における狂犬病予防法に基づく犬の登録手続の全部又は一部が完結しているとみなされますか。
	②	特例通知を受けた市町村は、犬の所有者から狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料を徴収することに法的な問題はありますか。

	③	犬の所有者は、マイクロチップの情報に関する指定登録機関の登録を受けた際に、狂犬病予防法の登録手続についてどのように案内されるのですか。特例制度参加市町村と特例制度不参加市町村のそれぞれのパターンについて教えてください。
	④	特例通知されたマイクロチップ登録情報の内容と各市町村の犬の原簿の内容が異なっている場合、犬の所有者への連絡は、市町村又は指定登録機関のどちらが行うのですか。
	⑤	犬の所有者が、指定登録機関の変更登録を受ける前に、狂犬病予防法第4条第5項に規定する届出のために市役所等を訪れた場合には、どのように対応すればよいですか。
5	特例制度に参加する場合の犬の登録手数料について	
	①	特例制度に参加する場合、犬の登録に係る手数料の金額はどのように決めれば良いですか。
	②	特例制度に参加する場合、犬の登録に係る手数料をどのように徴収すれば良いですか。
6	特例制度参加市町村における鑑札とみなされたマイクロチップが装着された犬に係る事務について	
	①	マイクロチップが鑑札とみなされる以前に、既に犬の所有者に交付済みであった鑑札について、必ず市町村長への提出を求めなければならないのですか。
	②	特例制度参加市町村に所在する鑑札とみなされるマイクロチップを装着している犬について、狂犬病予防法に基づく犬の登録を受けていることの証明書（以下「登録証明書」という。）を所有者に交付することは可能でしょうか。
	③	登録証明書の様式や使用方法について教えてください。また、登録証明書以外の方法を採用することは可能でしょうか。
	④	鑑札とみなされたマイクロチップが犬から除去された旨の所有者からの届出を受けて、市町村長が交付する鑑札について、交付に係る手数料を徴収すべきでしょうか。
	⑤	やむを得ない事由によりマイクロチップを除去した場合には、所有者は指定登録機関にその旨の変更届出を行うこととなりますが、その際、登録システムにおいて、鑑札とみなされていたマイクロチップを除去した旨の届出を市町村長に行い、鑑札の交付を受けるよう所有者に案内されないのでしょうか。
	⑥	特例制度参加市町村が管理する登録原簿について、鑑札とみなされたマイクロチップの識別番号と登録（鑑札）番号を同一にすることは可能でしよ

	うか。
7	マイクロチップが装着された犬の所在地変更に係る狂犬病予防法に基づく事務について
①	鑑札とみなされたマイクロチップが装着された犬が、特例制度参加市町村から特例制度不参加市町村へ、所在地変更した場合の旧所在地及び新所在地の市町村の事務を教えてください。
②	環境大臣に登録されたマイクロチップが装着された犬が、特例制度不参加市町村から特例制度参加市町村へ、所在地変更した場合の旧所在地及び新所在地の市町村の事務を教えてください。
③	鑑札とみなされたマイクロチップが装着された犬が、特例制度参加市町村から特例制度不参加市町村へ、所在地変更した場合の旧所在地及び新所在地の市町村の事務を教えてください。

参考1：「動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第1項に基づく通知を受けた場合における狂犬病予防法に基づく登録手数料の取扱いについて」（令和4年4月8日付け事務連絡）

参考2：狂犬病予防法での手数料設定のこれまでの経緯

参考3：マイクロチップを装着した犬の所在地変更に関する市町村業務整理表

参考4：「動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第1項及び第3項に基づく狂犬病予防法の特例に係る「市町村長の求め」について（その2）」（令和4年6月27日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡）

## 1 特例制度について

## 1-① 特例制度とはどのようなものですか。

(環境省回答)

- 動物愛護管理法第 39 条の 7 に規定されている「狂犬病予防法の特例」に基づく制度を指します。
- 具体的には、犬の所有者が、動物愛護管理法第 39 条の 2 の規定により装着されたマイクロチップの情報について、環境大臣の指定を受けた指定登録機関の登録等（所有者の変更による変更登録、登録内容の変更及び死亡の届出を含む。以下同じ。）を受けたとき、特例制度に参加する市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）に対して、指定登録機関から、狂犬病予防法第 4 条第 2 項の規定による犬の登録等に必要な情報等が通知され、その場合においては、狂犬病予防法第 4 条第 1 項の規定による犬の登録の申請等があったとみなされるとともに、装着されたマイクロチップが狂犬病予防法第 4 条第 2 項の鑑札とみなされます。

## 1-② 特例制度に参加することによる市町村（特別区を含む。以下同じ。）や飼い主へのメリットは何ですか。

(環境省回答)

- 特例制度に参加することで、管内の犬の所有者や犬の所在地等の情報把握がより正確かつ簡単に可能となります。また、市町村においては、狂犬病予防法第 4 条第 2 項の規定による犬の登録等に係る事務が効率化され、飼い主においては、動物愛護管理法第 39 条の 2 の規定によるマイクロチップが狂犬病予防法第 4 条第 2 項の鑑札とみなされるとともに、狂犬病予防法第 4 条第 1 項の規定による犬の登録の申請等の手続に係る負担の軽減が期待できます。
- 市町村の事務の効率化については、以下の点を想定しています。
  - ▶ 犬の所有者から狂犬病予防法第 4 条第 1 項の規定による犬の登録の申請に係る申請書等の提出を受けることが少なくなるため、窓口業務の負担が軽減される。
  - ▶ 狂犬病予防法の犬の登録原簿を電子データで管理している市町村においては、指定登録機関から通知される電子データをダウンロードし、その情報を原簿に移すことが可能となるため、入力作業に係る業務の負担が軽減される。
  - ▶ 犬に装着されているマイクロチップが狂犬病予防法第 4 条第 2 項の鑑札とみなされることで、鑑札の発行数が減少するため、その管理に係る業務の負担が軽減される。

1-③ 民間登録団体が行っているマイクロチップ登録事業に登録している場合、当該マイクロチップは狂犬病予防法第4条第2項の鑑札とみなされますか。

(環境省回答)

- 令和4年6月1日から開始された動物愛護管理法に基づく環境省の登録制度と、民間登録団体が行っているマイクロチップ登録事業は異なります。
- したがって、民間登録団体が行っているマイクロチップ登録事業に登録していたとしても、当該マイクロチップは狂犬病予防法第4条第2項の鑑札とはみなされません。
- ただし、特例制度に参加している市町村（以下「特例制度参加市町村」という。）に所在する犬の所有者が、民間登録団体が行っているマイクロチップ登録事業に加え、環境省の登録制度でも登録した場合には、指定登録機関から当該市町村に特例通知が送付されます。
- この場合、当該特例通知により狂犬病予防法第4条第2項の規定による犬の登録が完了した時点から、当該マイクロチップは狂犬病予防法第4条第2項の鑑札とみなされます。
- なお、公益社団法人日本獣医師会が設けていた移行登録サイトにおいて、移行登録手続が完了している犬の情報については、環境省データベースへの移行が完了した時点で、特例制度参加市町村に対して、指定登録機関から特例通知が送付されており、当該犬に装着されたマイクロチップは狂犬病予防法第4条第2項の鑑札とみなされます。

1-④ 特例制度に参加していない市町村に所在する犬の飼い主は、指定登録機関のマイクロチップに関する情報登録を受ける必要がありますか。(新設)

(環境省回答)

- <犬猫等販売業者から入手した場合>
- 購入後30日以内に変更登録を受ける必要があります。
- <犬猫等販売業者以外から入手した場合>
- マイクロチップが装着されている犬を譲り受けた場合には、譲り受けた日から30日以内に変更登録を受ける必要があります。
  - マイクロチップが装着されていない犬を譲り受けた場合には、マイクロチップに関する登録申請を行う必要はありません。当該犬へのマイクロチップの装着は努力義務となります。ただし、装着した場合には、30日以内に登録を受ける義務があります。

※ なお、いずれの場合もマイクロチップの装着の有無に関わらず、特例制度に参加していない市町村（以下「特例制度不参加市町村」という。）に所在する犬については、狂犬病予防法第4条第2項の規定による犬の登録等を受ける必要があります。

## 2 特例制度への参加について

2-① 特例制度に参加するための手続について教えてください。

(環境省回答)

- 特例制度に参加するためには、動物愛護管理法第 39 条の 7 第 1 項及び同条第 3 項の規定による市町村長の求め（以下「求め」という。）が必要になりますが、動物愛護管理法第 39 条の 2 の規定によるマイクロチップの登録等について、その都度、市町村長から指定登録機関に求めをすることは、市町村の事務負担の増加につながることから、事前に求めの意向の確認を行い、求めをすると回答した市町村については、包括的な求めがあったものとして取り扱います。

2-② 令和 4 年 6 月 1 日の制度開始以降でも参加は可能ですか。

(環境省回答)

- 令和 4 年 8 月以降、都道府県を通じて毎月 20 日締めで「求め」の文書を電子メールで送付いただくことで、翌月 1 日から特例通知を発出します。（政令指定都市においては、直接環境省へ電子メールを送付してください。）
- 例えば、8 月 20 日に「求め」の文書の送付があった場合には 9 月 1 日から、9 月 21 日に「求め」の文書の送付があった場合には 11 月 1 日から、特例通知が届くようにシステム連携をいたします。（システム連携の調整上、適用月 1 日の正午である 12 時前後に登録された犬の情報から特例通知をします。）
- 「求め」の文書については「動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 7 第 1 項及び第 3 項に基づく狂犬病予防法の特例に係る「市町村長の求め」について（その 2）」（令和 4 年 6 月 27 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡）の別紙の冒頭「令和 4 年〇月 1 日から、」を適宜、参加を希望する「月」に修正し、提出ください。

2-③ 特例制度参加市町村の情報はどのように知ることができますか。

(環境省回答)

- 各市町村の特例制度への参加状況は、環境省の「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトに公開しています。  
(<https://reg.mc.env.go.jp/owner/download> 【狂犬病予防法の特例に参加する自治体一覧】)

2-④ 特例制度参加に必要な「求め」をした後に、「求め」を撤回することはできますか。

(環境省回答)

- 「求め」を撤回することは可能です。ただし、撤回後は動物愛護管理法第39条の7第2項が適用されなくなるため、マイクロチップは狂犬病予防法第4条第2項の鑑札とみなされず、同項の規定により鑑札を交付する必要性が生じます。
- ただし、登録システムの設定上、当分の間は指定登録機関からの通知が送られることとなります。
- なお、過去に遡った撤回はできません。

### 3 指定登録機関からの通知について

3-① 特例通知の情報はどのようにして確認することができますか。

(環境省回答)

- 全国の各市町村には、あらかじめ、指定登録機関から登録システムのデータベースにアクセスするためのIDとパスワードが付与されます。
- そのうち、特例制度参加市町村については、犬の所有者がマイクロチップに関する指定登録機関の登録等を受けた場合、その翌日に前日の登録等の件数や情報がまとめて、市町村から指定されたメールアドレスに送付されます。当該特例通知には、登録システムの専用サイトURLが記載されていますので、付与されたIDとパスワードを入力して専用サイトに入ってください。当該専用サイトからは、前日に登録等された犬のマイクロチップ登録情報を含むCSVファイルをダウンロードすることができます。
- なお、特例制度に参加する前に登録された犬の情報については、登録日を遡って閲覧することはできません。
- ※ 市町村においては、迷子になった犬（又は猫）を元の飼い主に戻す目的であれば、登録システムの「逸走情報の検索」にマイクロチップ識別番号を入力することで、当該犬（又は猫）の登録情報を確認することは可能です。
- ※ 都道府県及び政令指定都市（一部中核市を含む。）においては、管内の動物取扱業者の環境省令で定めた基準の遵守状況に関して、勧告等をする目的で、登録システムの「所有者別検索画面」から管内の犬（又は猫）の所有者情報を検索することは可能です。

3-② 特例通知にはどのような情報が含まれていますか。

(環境省回答)

- 特例通知（登録システムで閲覧可能なCSVファイル）には、動物愛護管理法第39条の5第2項第1号及び第2号に規定されている事項（氏名、住所、電話番号、犬の所在地、マイクロチップ識別番号）並びに同項第3号に基づき環境省令で規定されている事項（登録又は変更登録日、個人又は法人の別、電子メールアドレス、犬の名、犬の品種、犬の毛色、犬の生年月日、犬の性別、犬の特徴となるべき事項、狂犬病予防法施行規則第4条に規定する登録年月日及び登録番号）が含まれます。

3-③ 特例通知の対象となる犬の範囲について教えてください。

(環境省回答)

- 生後 90 日齢超の犬が登録制度に登録又は変更登録された場合、その日において、狂犬病予防法第 4 条第 1 項の規定による登録の申請等があったとみなされ、登録された情報について、特例制度参加市町村に特例通知が送付されます。
- 生後 90 日齢を経過する前の犬について登録等がなされる場合においては、生後 91 日齢時点の犬の所有者等の情報について、特例制度参加市町村に特例通知が送付されます。
- 例えば、犬の所有者が生後 60 日齢の犬の情報を登録した場合であっても、生後 91 日齢時点の犬の情報について、特例制度参加市町村に特例通知が送付されます。
- 生後 90 日齢を経過する前に犬の譲渡しが行われた場合には、譲渡先で犬が生後 91 日齢となった時点で、譲渡先に係る情報（その時点の所有者の情報）について、特例制度参加市町村に特例通知が送付されます。
- なお、所有している犬が生後 91 日齢に達した日に、指定登録機関から所有者に対して下記の案内が記載されたメールを送ります。

「生後 91 日以上は、市区町村への狂犬病予防法に基づく登録が義務付けられています。

マイクロチップの情報を登録いただいた犬が、生後 91 日以上となりましたので、登録されている犬の情報及び所有者の情報を、犬の所在地を管轄する市区町村に通知しました。

この通知は、市区町村において狂犬病予防法に基づく登録の申請等とみなされます。狂犬病予防法に基づく登録手数料が別途必要となる場合がありますので、犬の所在地を管轄する市区町村にお問い合わせください。」

3-④ 特例制度に、「令和 4 年 6 月 1 日の施行日前までに参加する場合」と「それ以降に参加する場合」の通知される情報の範囲はどのようになりますか。

(環境省回答)

- 令和 4 年 6 月 1 日の施行日前までに参加する意向を示した市町村には、施行日までに移行登録手続を終えた民間登録団体からの登録情報を含む特例通知が送付されます。施行日以降に参加した場合には、参加した後、登録手続が完了した登録情報に係る特例通知が翌日以降に届くことになります。
- なお、参加する前に環境省データベースに登録された犬については、当該登録情報について、市町村に対して特例通知が送付されないため、動物愛護管理法第 39 条の 7 第 2 項が適用されず、狂犬病予防法第 4 条第 1 項の規定による登録の申請等がなさ

れたとみなされません。

- なお、参加する前の登録情報等については、特例通知情報自体が作成されていないため、遡って登録情報を取得することはできません。

3-⑤ 特例通知の電子メールを確認し忘れた場合や定期的に管内の犬の所在情報を確認し、原簿を更新したい場合などに、環境省データベース上の登録情報をまとめて閲覧することはできますか。

(環境省回答)

- 特例制度参加市町村は、参加した時点からエクセル等の形式で管内の犬に係るデータの閲覧ができるシステム仕様となっています。

3-⑥ 既に狂犬病予防法第4条第2項の規定により登録済みの犬について、新たにマイクロチップが装着され、指定登録機関にマイクロチップ情報が登録された場合は、特例制度参加市町村に、その犬の情報は通知されますか。

(環境省回答)

- 指定登録機関は、マイクロチップ情報の登録等がされた生後91日齢以降のすべての犬について、特例制度参加市町村に特例通知を送付します(マイクロチップ情報の登録等は犬の所有者が行う必要があります。)
- 特例通知には、狂犬病予防法施行規則第4条に規定する登録年月日及び登録番号が含まれます。これにより、当該通知が届いた犬の所在地を管轄する市町村は、狂犬病予防法第4条第2項の規定による登録がされているか確認することができます。
- この場合の特例制度参加市町村における鑑札の提出の取扱いについては、本Q&A 6-①を御参照ください。

3-⑦ 犬の所有者が当該犬を取得した日(生後90日以内の犬を取得した場合は、生後90日を経過した日)から30日を経過した後に指定登録機関の登録又は変更登録を受けた場合、特例制度参加市町村に対して通知は送られますか。

(環境省回答)

- 犬の所有者による登録又は変更登録が、動物愛護管理法第39条の7第1項に規定する期間を経過した後であっても特例通知はなされますので、特例制度参加市町村におかれましては、当該特例通知を狂犬病予防法第4条第2条の規定による登録事務等

に御活用ください。

3-⑧ 指定登録機関にマイクロチップ情報が登録された犬が、特例制度参加市町村から特例制度不参加市町村にその所在地を変更した場合、それぞれの市町村に指定登録機関から通知されますか。

(環境省回答)

- 転居先の市町村が特例制度に参加していない場合、当該市町村に対して指定登録機関から特例通知を送付することができません。そのため、転居先の特例制度不参加市町村が犬の転入を把握するためには、犬の所有者が、狂犬病予防法第4条第4項の規定による届出を当該市町村の窓口で行う必要があります。
- なお、転居する犬の所有者が、登録システムを用いて指定登録機関に所在地変更の届出をした場合、「転居先の市町村において、狂犬病予防法で必要とされる届出を行うこと。」について登録システムの画面上で注意喚起の文章を表示するようにしています。
- また、転居元の市町村が特例制度参加市町村であっても、転居元の市町村に対しては、指定登録機関から特例通知は送付されません。ただし、所有者の海外への転出により、犬の所在地の登録事項を海外に変更した届出を行った場合に限り、動物愛護管理法第39条の7第3項に規定する通知に関して「当該犬の所在地を管轄する市町村長」を「転出元の市町村長」とみなして指定登録機関から当該市町村長に特例通知が送付されます。

3-⑨ 指定登録機関にマイクロチップ情報が登録された犬が、特例制度不参加市町村から特例制度参加市町村にその所在地を変更した場合、それぞれの市町村に指定登録機関から通知はされますか。

(環境省回答)

- 転居先の市町村が特例制度に参加している場合、指定登録機関から特例通知が送付されます。
- 一方、転居元の特例制度不参加市町村に対しては、指定登録機関から特例通知は送付されません。

3-⑩ 特例制度参加市町村に所在する犬に装着されたマイクロチップが、動物愛護管理法施行規則第21条の6に規定する「やむを得ない事由」に該当するとして取り外された場合、指定登録機関から当該市町村にその旨の特例通知は送付されますか。(新設)

(環境省回答)

- マイクロチップが取り外された場合には、動物愛護管理法施行規則第21条の10第1項第2号の規定により、犬の所有者は「死亡等の届出」を指定登録機関に対してする必要があります。この届出については特例通知が送付されます。
- 登録システムにログインし、「その他の特徴」の事項を確認してください。「脱落：新マイクロチップ番号〇〇」、「取外し：新マイクロチップ番号〇〇」と記載されます。

3-⑪ 特例制度に参加するために、現在使用している狂犬病予防法に基づく犬の登録システムの改修は必要ですか。

(環境省回答)

- 指定登録機関から通知される犬のマイクロチップ登録情報は、専用サイトからCSVファイルでダウンロードが可能です。
- 各市町村の登録システムのデータベースにCSVファイルを自動的に取り込む機能を追加するなど、CSVデータの利便性を向上させるためのシステム改修は、各市町村において御検討いただくことになります。なお、これに関する国からの補助金等の交付は予定しておりません。

3-⑫ 特例通知された情報に保管期間等は定められていますか。(新設)

(環境省回答)

- 特例通知された情報については、各市町村の個人情報保護条例にも留意して、保管してください。
- なお、特例通知に関する環境省データベースでの保管期間は2年としています。

3-⑬ 特例通知は行政文書に該当しますか。(新設)

(環境省回答)

- 公文書等の管理に関する法律第2条第4項において、「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう」と規定されています。
- 特例通知は、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した電磁的記録であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」に該当するため、行政文書に当たると考えられます。

## 4 特例通知の解釈と市町村における犬の登録手続について

4-① 特例通知を受けた時点で、市町村における狂犬病予防法に基づく犬の登録手続の全部又は一部が完結しているとみなされますか。

(環境省回答)

- 動物愛護管理法第 39 条の 7 第 2 項に規定されているとおり、市町村長からの求めによる指定登録機関からの特例通知が送付された場合は、狂犬病予防法第 4 条第 1 項の規定による登録の申請等があったとみなします。
- ただし、この時点では、あくまで「登録の申請等」があったとみなされるにすぎないため、狂犬病予防法第 4 条第 2 項の規定による犬の登録が完結しているとみなすことはできません。市町村の条例等に基づく登録手続がすべて完了したことをもって犬の登録手続が完結します。

4-② 特例通知を受けた市町村は、犬の所有者から狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料を徴収することに法的な問題はありませんか。

(環境省及び厚生労働省回答)

- 「動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 7 第 1 項に基づく通知を受けた場合における狂犬病予防法に基づく登録手数料の取扱いについて」(令和 4 年 4 月 8 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡)でお示ししたとおりです(参考 1)。
- 当該事務連絡でお示した「詳細な手続や手数料の額の考え方等」については、本 Q&A 5-①及び 5-②を御参照ください。
- 当該事務連絡でお示した「条例に根拠規定を整備すること」とは、具体的には、動物愛護管理法第 39 条の 7 第 1 項の規定による特例通知に係る狂犬病予防法第 4 条第 2 項の規定による登録について、手数料条例に、別途根拠規定を設けることを想定しています。ただし、各市町村が既存の条例において、手数料の徴収が可能であると解釈・判断した場合には、必ずしも、新たに条例の整備を必要とするものではありません。

4-③ 犬の所有者は、マイクロチップの情報に関する指定登録機関の登録を受けた際に、狂犬病予防法の登録手続についてどのように案内されるのですか。特例制度参加市町村と特例制度不参加市町村のそれぞれのパターンについて教えてください。

(環境省回答)

- 登録を受けた犬の所在地が特例制度参加市町村である場合、登録完了画面で以下のとおり表示されます。(登録完了メールにおいても、同趣旨の案内が記載されています。)

「登録を受けた犬の所在地を管轄する市区町村は、狂犬病予防法の特例制度に参加しているため、登録を受けた犬が生後 91 日齢以上である場合には、登録された犬の情報や所有者情報が、その市区町村に自動的に通知されます\*。その通知が狂犬病予防法に基づく登録の申請等とみなされるため、市区町村の窓口で狂犬病予防法に基づく犬の登録申請を行う必要はありません。狂犬病予防法に基づく犬の登録については、犬の所在地を管轄する市区町村にお問い合わせください。

※ 生後 90 日齢以内の犬が登録を受けた際には、生後 91 日齢に達した日時点の登録された犬の情報や所有者情報が通知されます。」

- 登録を受けた犬の所在地が特例制度不参加市町村である場合、登録完了画面で以下のとおり表示されます。(登録完了メールにおいても、同趣旨の案内が記載されています。)

「登録した犬の所在地の市区町村は狂犬病予防法の特例に参加していないため、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」への登録とは別に、狂犬病予防法に基づく犬の登録申請が必要となります。この手続については、犬の所在地の市区町村の窓口で手続を行ってください。」

4-④ 特例通知されたマイクロチップ登録情報の内容と各市町村の犬の原簿の内容が異なっている場合、犬の所有者への連絡は、市町村又は指定登録機関のどちらが行うのですか。

(環境省回答)

- 特例制度において、マイクロチップの登録情報は市町村の求めに応じて通知するものであり、当該通知情報は市町村で利用していただくものと考えています。よって、犬の原簿上の情報の正誤を修正する必要がある場合は、市町村から所有者へ連絡いただくこととなります。
- マイクロチップの登録情報については、登録者からの申請や届出がない限り、指定登録機関では変更できません。

4-⑤ 犬の所有者が、指定登録機関の変更登録を受ける前に、狂犬病予防法第4条第5項に規定する届出のために市役所等を訪れた場合には、どのように対応すればよいですか。

(環境省・厚生労働省回答)

- 特例制度参加市町村においては、動物愛護管理法第39条の6第1項の規定により犬の所有者には変更登録を受ける義務があることを説明いただき、その申請を指定登録機関に行うよう案内してください。犬の所有者が指定登録機関に申請をした翌日に、特例通知が指定登録機関から市町村に送付されますので、動物愛護管理法第39条の7第2項の規定により、狂犬病予防法第4条第5項の規定による届出があったとみなしてください。ただし、特例通知が届くより前に狂犬病予防法第4条第5項の規定による届出に係る業務を行うことに、支障はありません。
- 特例制度不参加市町村においては、窓口で狂犬病予防法第4条第5項の規定による届出に係る事務を行ってください。犬の所有者は、動物愛護管理法第39条の6第1項の規定により、変更登録を受ける必要があるため、別途、指定登録機関に変更登録の申請を行うよう案内してください。
- 特に都道府県、政令指定都市及び中核市には、動物愛護管理法第39条の9に規定されているとおり、マイクロチップの装着や登録等を含めた措置が適切になされるよう、犬又は猫の所有者に対し、必要な指導及び助言を行うよう努力義務が課せられています。

## 5 特例制度に参加する場合の犬の登録手数料について

5-① 特例制度に参加する場合、犬の登録に係る手数料の金額はどのように決めれば良いですか。

(環境省及び厚生労働省回答)

- 狂犬病予防法第4条第1項の規定により、すべての犬の所有者に対して、犬の登録が義務付けられていることから、厚生労働省においては、犬の登録に係る手数料が過度に高額にならないようにすることを従来から都道府県等に対し、通知しているところです。

(参考)

「狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成19年3月2日付け健感発第0302001号)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou18/dl/070302-02.pdf>

- 特例制度参加市町村は、特例制度への参加に伴い、今後、管内の犬の登録の証が、狂犬病予防法第4条第2項の鑑札から、動物愛護管理法第39条の7第2項の規定により鑑札とみなされるマイクロチップに置き換わっていくことが予想されることを考慮しつつ、参加に伴う事務手続(例:犬の登録等に関する窓口業務を毎日の登録システム確認に変更)に要する費用(事務体制、人員体制、システム運営等)等を勘案した適正な金額を検討いただく必要があります。
- 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)による狂犬病予防法の改正により、狂犬病予防法第4条の規定による犬の登録等に係る事務が市町村の自治事務とされ、手数料については、その金額、徴収方法、使途も含めて、各市町村の判断に委ねられることになっております(参考2)。従って、厚生労働省において、特例制度に参加する場合の登録手数料の基準額を示すことは考えておりませんが、特例制度への参加により、従来の登録手数料が値上げされることは望ましくないと考えています。なお、一部の市町村から提案されている、動物愛護管理法第39条の7第2項の規定により鑑札とみなされるマイクロチップを装着する犬について、登録手数料を徴収しないという対応については、これにより、飼い主や市町村の手続の負担軽減につながると考えられます。
- 厚生労働省及び環境省においては、特例制度参加市町村の手数料額の設定状況等について、全国の市町村に情報提供することを検討しています。

5-② 特例制度に参加する場合、犬の登録に係る手数料をどのように徴収すれば良いですか。

(環境省及び厚生労働省回答)

- 特例制度参加市町村は、管内のマイクロチップが装着された犬の新規登録に関して、指定登録機関からの特例通知を受け、登録システムに登録されている犬の所有者の連絡先の情報を活用して、犬の所有者に連絡(手数料納付書の送付等)を取り、犬の登録に係る手数料の徴収手続を行うことが考えられます。
- 手数料の徴収に当たって、現在、市町村においては、狂犬病予防法の規定による業務を地方獣医師会に委託し、会員動物病院において狂犬病予防法第4条第2項の規定による犬の登録や同法第5条の規定による狂犬病の予防注射を行っていることもあると承知しています。特例制度参加市町村においては、指定登録機関からの特例通知の情報に基づく当該会員動物病院における犬の登録に係る手数料の徴収や狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号)第16条の4の規定による鑑札の提出についても、新たな委託業務として、地方獣医師会に委託することなども考えられます。
- なお、指定登録機関による収納代行については、動物愛護管理法第39条の10第1項の規定による指定登録機関の業務には含まれておりません。また、公益社団法人日本獣医師会が全国の各市町村と収納代行契約を締結することについても、その準備が整っていないことから、当面の間は、市町村自らによる手数料の徴収又は地方獣医師会への業務委託等を検討いただくようお願いします。

6 特例制度参加市町村における鑑札とみなされたマイクロチップが装着された犬に係る事務について

6-① マイクロチップが鑑札とみなされる以前に、既に犬の所有者に交付済みであった鑑札について、必ず市町村長への提出を求めなければならないのですか。

(厚生労働省回答)

- 狂犬病予防法施行規則第6条第2項又は同規則第8条第2項の規定により、紛失後に発見された鑑札や死亡した犬の鑑札については、市町村長へ提出することが義務付けられています。今後、特例制度参加市町村において、動物愛護管理法第39条の7第2項の規定により犬に装着されたマイクロチップが鑑札とみなされる場合は、それまで当該犬に装着されていた鑑札は不要となるため、狂犬病予防法施行規則第16条の4の規定により、犬の所有者に対して、鑑札を速やかに市町村長に提出することを義務付けています。
- ただし、「正当な理由があるとき」には、鑑札の提出義務の対象外としています。この「正当な理由があるとき」に該当する場合としては、鑑札を紛失しているために、鑑札の提出ができない場合等を想定しています。
  - \* 狂犬病予防法施行規則第8条第2項の規定により、犬の死亡の届出においては、届出書に当該犬の鑑札を添付することとしていますが、「正当な理由があるとき」は鑑札の添付義務の対象外としているところ、この「正当な理由があるとき」とは、上記と同様に、鑑札を紛失しているために、鑑札の添付ができない場合等を想定しています。
- なお、動物愛護管理法第39条の7第2項の規定により鑑札とみなされるマイクロチップが装着されている犬に対して、狂犬病予防法第4条第2項の鑑札を新たに交付することは認められません。
- 特例制度参加市町村においては、参加に伴い、管内の犬の登録の証が、狂犬病予防法第4条第2項の鑑札から、動物愛護管理法第39条の7第2項の規定により鑑札とみなされるマイクロチップに、置き換わっていくことが予想されることを考慮して、関係部署におけるマイクロチップリーダーの整備等についても配慮いただくようお願いいたします。
- また、犬のペットホテルの利用やドッグランの参加に当たり、当該犬の鑑札の装着が確認されるよう、各市町村において、関係者に対する周知指導をお願いしているところですが、特例制度参加市町村においては、特例制度の周知及び円滑な実装に関して、関係者との連携を図っていただくようお願いいたします。

6-② 特例制度参加市町村に所在する鑑札とみなされるマイクロチップを装着している犬について、狂犬病予防法に基づく犬の登録を受けていることの証明書（以下「登録証明書」という。）を所有者に交付することは可能でしょうか。

（厚生労働省回答）

- 登録証明書に関して、狂犬病予防法及び動物愛護管理法に特段の規定はありませんが、各特例制度参加市町村の判断により、条例等により措置することは可能と考えています。

6-③ 登録証明書の様式や使用方法について教えてください。また、登録証明書以外の方法を採用することは可能でしょうか。

（厚生労働省回答）

- 登録証明書は、当該犬が特例制度参加市町村において狂犬病予防法第4条第2項の規定による犬の登録が行われたことを確認する方法の1つの例であり、各特例制度参加市町村において、登録証明書以外の確認方法を採用するなど柔軟に対応していただくことは差し支えありません。
- 従って、当該登録証明書の記載事項については、各特例制度参加市町村の判断となりますが、例えば、登録原簿に登録されている以下の情報を記載することが考えられます。
  - ・ 所有者の氏名及び住所
  - ・ 犬の所在地
  - ・ 犬の種類
  - ・ マイクロチップの識別番号
  - ・ 登録番号
- ただし、原簿の写しをそのまま活用する場合については、各市町村の行政文書の管理に関する規定に留意するとともに、市町村により発行したものであることが確認できるようにする必要があると考えます。
- 紙媒体以外には、登録バッジの交付も考えられます。動物愛護管理法第39条の7第2項の規定により、マイクロチップが鑑札とみなされる場合には、狂犬病予防法施行規則第16条の4の規定により、正当な理由がある場合を除き、交付された鑑札は市町村長に提出することとしていることから、鑑札をそのまま犬に装着させることはできませんが、例えば、鑑札番号が入っていない札を登録バッジとして用いることも考えられます。
- 各市町村が発行する登録証明書等によらない場合の方法としては、動物愛護管理法施行規則第21条の7第2項において、犬の所有者は、登録システムに、狂犬病予防

法施行規則第4条の登録番号を登録することとしているため、例えば、マイクロチップリーダーにより当該犬のマイクロチップ識別番号を確認し、その後、犬の所有者がその場で登録システムにアクセスして、登録されている登録番号を提示する方法も考えられます。

6-④ 鑑札とみなされたマイクロチップが犬から除去された旨の所有者からの届出を受けて、市町村長が交付する鑑札について、交付に係る手数料を徴収するべきでしょうか。

(厚生労働省回答)

- 動物愛護管理法第39条の4の規定における、マイクロチップが除去されるやむを得ない事由については、動物愛護管理法施行規則第21条の6において、犬の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときとされています。
- このため、狂犬病予防法施行規則第6条第1項に規定する、犬の所有者が鑑札を亡失し、又は損傷した場合とは状況異なります。
- 手数料の徴収の要否については最終的には市町村の判断となりますが、こうした状況の違いを考慮すると、動物愛護管理法第39条の7第6項の規定により生じる事務に係る手数料の徴収は慎重に検討する必要があると考えます。

6-⑤ やむを得ない事由によりマイクロチップを除去した場合には、所有者は指定登録機関にその旨の変更届出を行うこととなりますが、その際、登録システムにおいて、鑑札とみなされていたマイクロチップを除去した旨の届出を市町村長に行い、鑑札の交付を受けるよう所有者に案内されないのでしょうか。

(環境省回答)

- マイクロチップを除去した際には、動物愛護管理法施行規則第21条の10の規定により「死亡等の届出」を行うこととしていますが、指定登録機関では、届出として受理して手続を行います。
- マイクロチップを除去して「死亡等の届出」を行うと、特例制度における特例通知としては、市町村長に「死亡等の届出」として件数が通知されます。登録システムから情報を検索すると、「その他の特徴」欄の記載から、マイクロチップを除去した情報であることが分かります。(本Q&A 3-⑨参照)

6-⑥ 特例制度参加市町村が管理する登録原簿について、鑑札とみなされたマイクロチップの識別番号と登録（鑑札）番号を同一にすることは可能でしょうか。

（厚生労働省回答）

- 狂犬病予防法施行規則第16条の2の規定により、特例制度参加市町村においては、登録番号に加えて、動物愛護管理法第39条の7第2項の規定により鑑札とみなされたマイクロチップの識別番号も原簿に記載することとしています。ただし、特例制度参加市町村において、登録番号をマイクロチップの識別番号と同一とすることを妨げるものではありません。

7 マイクロチップが装着された犬の所在地変更に係る狂犬病予防法に基づく事務について

7-① 鑑札とみなされたマイクロチップが装着された犬が、特例制度参加市町村から特例制度不参加市町村へ、所在地変更した場合の旧所在地及び新所在地の市町村の事務を教えてください。

(厚生労働省回答)

**【犬の新所在地である特例制度不参加市町村の事務】**

- 犬の所有者は、狂犬病予防法第4条第4項の規定により、新所在地の市町村に届出をします。この際に
  - (1) 特例制度に参加する旧所在地の市町村で鑑札とみなされていたマイクロチップは、特例制度不参加の新所在地の市町村では鑑札とみなされなくなるため、新所在地の市町村は、狂犬病予防法施行規則第16条の6第1項の規定により、鑑札の交付を行います。
    - \* 手数料の徴収の可否については最終的には市町村の判断となりますが、犬の所有者側ではなく行政側の特例制度への参加状況の違いにより生じる手続であることを考慮すると、手数料の徴収は慎重に検討する必要があると考えます。
  - (2) 犬の新所在地の市町村は、犬の旧所在地の市町村に犬の新所在地を通知します。

**【犬の旧所在地である特例制度参加市町村の事務】**

- 新所在地の市町村から通知を受けた後、狂犬病予防法施行規則第16条の6第2項の規定により、当該新所在地の市町村に対して原簿を送付します。

7-② 環境大臣に登録されたマイクロチップが装着された犬が、特例制度不参加市町村から特例制度参加市町村へ、所在地変更した場合の旧所在地及び新所在地の市町村の事務を教えてください。

(厚生労働省回答)

**【犬の新所在地である特例制度参加市町村の事務】**

- 犬の所有者が、動物愛護管理法第39条の5第8項の規定により所在地の変更を登録システムに登録すれば、特例通知が指定登録機関から新所在地の市町村長に送付され、動物愛護管理法第39条の7第4項の規定により狂犬病予防法第4条第4項の規定による届出があったとみなされます。
  - (1) 新所在地の市町村は当該特例通知の情報に基づき原簿の記載事項の変更を行います。

す。

(2) 犬の新所在地の市町村は、犬の旧所在地の市町村に犬の新所在地を通知します。

(3) 犬の所有者は鑑札を提出する必要があるため、新所在地の市町村は当該提出される鑑札を回収します。

**【犬の旧所在地である特例制度不参加市町村の事務】**

- 新所在地の市町村から(2)の通知を受けた後、狂犬病予防規則第10条第2号の規定により、当該犬の原簿を削除します。

7-③ 鑑札とみなされたマイクロチップが装着された犬が、特例制度参加市町村から特例制度参加市町村へ、所在地変更した場合の旧所在地及び新所在地の市町村の事務を教えてください。

(厚生労働省回答)

**【新所在地である特例制度参加市町村の事務】**

- 犬の所有者は、動物愛護管理法第39条の5第8項の規定により所在地の変更を登録システムに登録すれば、特例通知が指定登録機関から新所在地の市町村長にされ、動物愛護管理法第39条の7第4項の規定により狂犬病予防法第4条第4項の規定による届出があったとみなされます。
  - (1) 新所在地の市町村は当該特例通知の情報に基づき原簿の記載事項の変更をします。
  - (2) 犬の新所在地の市町村は、犬の旧所在地の市町村に犬の新所在地を通知します。

**【旧所在地である特例制度参加市町村の事務】**

- 新所在地の市町村から(2)の通知を受けた後、狂犬病予防規則第10条第2号の規定により、当該犬の原簿を削除します

参考 1 : 「動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 7 第 1 項に基づく通知を受けた場合における狂犬病予防法に基づく登録手数料の取扱いについて」(令和 4 年 4 月 8 日付け事務連絡)

事務連絡  
令和 4 年 4 月 8 日

各〔都道府県〕  
〔政令指定都市〕 動物愛護管理主管課(室) 御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 7 第 1 項に基づく通知を受けた場合における  
狂犬病予防法に基づく登録手数料の取扱いについて

平素より動物愛護管理行政に御尽力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 2 月 9 日から 5 月 31 日まで配信することとしている「第 1 回マイクロチップの装着等の義務化に係る自治体説明会」における法令・制度の概要に係る環境省からの説明の中で、標記について疑義が生じており、関係省庁に確認後、追って回答を周知するとお伝えしていました。

今般、下記のとおり、令和 4 年 6 月 1 日の改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号。以下「動物愛護管理法」という。)第 39 条の 7 第 1 項に基づき、市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)が環境大臣から通知を受けた場合における狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 4 条第 1 項の登録に係る手数料の徴収の可否に係る考え方について整理しましたのでお知らせいたします。都道府県におかれましては、管内市町村(中核市及び特別区を含む。)の関係部局に周知いただくよう、お願いいたします。なお、本件については総務省自治行政局行政課及び厚生労働省健康局結核感染症課と協議済みであることを申し添えます。また、詳細な手続や手数料の額の考え方等については、追って御連絡いたします。

#### 記

動物愛護管理法第 39 条の 7 第 1 項に基づく通知を受けた場合において、同条第 2 項の規定により、狂犬病予防法第 4 条第 1 項に基づく犬の登録の申請又は同条第 5 項に基づく届出があつたものとみなされ、各市町村(特別区を含む。以下同じ。)の登録に係る事務が発生する場合には、当該事務は一人の利益又は行為のため必要となつたものであること、また、狂犬病予防法第 23 条第 2 第 1 号において、同法第 4 条の規定による登録の手続に要する費用については、犬等の所有者が負担することとされていることから、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 227 条に基づく手数料として、各市町村において、条例に根拠規定を整備することにより、手数料を徴収することは妨げられないと解される。

具体的な例としては、犬の登録原簿を管理している市町村において、環境大臣から通知される電子データを取得し、その情報を各市町村の原簿に移す事務や登録を行ったことを示す通知等を犬の所有者に交付することと併せて、手数料の納付通知書を送付することにより、徴収することが想定される。

## 参考 2：狂犬病予防法での手数料設定のこれまでの経緯

- 狂犬病予防法の施行時には、地方公共団体手数料令（昭和 30 年政令第 330 号。以下「手数料令」という。）に基づき手数料には上限が定められており、その金額の設定に当たっては、犬の鑑札の材料及び人件費、物価の変動等の登録事務に要する経費の実費を勘案して、都道府県により決定されていました。
- 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号。以下「地方分権一括法」という。）による狂犬病予防法の改正により、犬の登録事務が市町村の事務とされるとともに、当時犬の登録手数料を規定していた手数料令は平成 12 年に廃止されています。

平成 11 年当時の手数料令で規定されていた狂犬病予防法にかかる犬の登録手数料の算定根拠は以下のとおりです。

人件費（受付・書類審査、起案、決裁等）	2,165 円
物件費（消耗品費（※）、印刷製本費、通信運搬費）	863 円
計	3,028 円
単価	3,000 円

※消耗品費（鑑札にかかる全国平均値（実費）773 円

- なお、地方分権一括法による改正前の狂犬病予防法の関係条文及び関係通知は以下のとおりです。
  - ・ 狂犬病予防法（当時）
    - 第 4 条第 6 項 都道府県は、犬の登録について、実費を勘案して政令で定める額の手数料を徴収することができる。
    - 第 22 条 第 4 条第 6 項の規定により徴収された手数料は、すべてこの法律の目的達成のために用いられなければならない。
  - ・ 平成 7 年 2 月 6 日衛乳 15 号 厚生省生活衛生局長通知  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou18/d1/950206-01.pdf>

参考3：マイクロチップを装着した犬の所在地変更に関する市町村業務整理表

特例制度 参加状況	旧所在地の市町村事務	新所在地の市町村事務
参加市町村 ⇒ 不参加市町村	・新所在地の市町村への原簿の送付 (狂犬病予防法施行規則第 16 条の 6)	・鑑札の交付 (狂犬病予防法施行規則 第 16 条の 6) ・旧所在地の市町村への通知 (狂犬病 予防法施行規則第 16 条の 6) ・送付された原簿情報に基づく原簿 の変更情報登録
不参加市町村 ⇒ 参加市町村	・原簿の消除 (狂犬病予防法施行規 則第 10 条)	・指定登録機関からの通知情報に基 づく原簿の登録事項の変更 ・旧鑑札の回収 (狂犬病予防法施行規 則第 16 条の 4) ・旧所在地の市町村への通知 (狂犬病 予防法施行規則第 16 条の 5)
参加市町村 ⇒ 参加市町村	・原簿の消除 (狂犬病予防法施行規 則第 10 条)	・指定登録機関からの通知情報に基 づく原簿の登録事項の変更 ・旧所在地の市町村への通知 (狂犬病 予防法施行規則第 16 条の 5)
不参加市町村 ⇒ 不参加市町村	・新所在地の市町村への原簿の送付 (狂犬病予防法施行令第 2 条の 2 第 3 項)	・鑑札の引換え交付 (狂犬病予防法施 行令第 2 条の 2 第 2 項) ・原簿の登録事項の変更 ・旧所在地の市町村への通知 (狂犬病 予防法施行令第 2 条の 2)

参考4:「動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第1項及び第3項に基づく狂犬病予防法の特例に係る「市町村長の求め」について(その2)」(令和4年6月27日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡)

事 務 連 絡  
令 和 4 年 6 月 2 7 日

各〔都道府県〕  
〔政令指定都市〕 動物愛護管理主管課(室) 御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第1項及び第3項に基づく  
狂犬病予防法の特例に係る「市町村長の求め」について(その2)

平素より動物愛護管理行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第1項及び第3項に基づく「市町村長の求め」について、各市町村(特別区を含む。以下同じ。)の意向の確認を下記のとおり実施します。

つきましては、都道府県におかれましては、令和4年8月以降、毎月20日締めで管内市町村の「求め」の意向について取りまとめていただき、提出方お願いいたします。また、政令指定都市におかれましては、回答方お願いいたします。

## 記

## 1. 回答方法

令和4年8月以降、「求め」をする市町村については別紙に必要事項を記載してください。

## 2. 回答期限

毎月20日締め（翌月1日から通知の発出）

## 3. 提出先

別紙を以下の担当者のメールアドレスに送付ください。

メールアドレス：[TAKUYA\\_KUSHIDA@env.go.jp](mailto:TAKUYA_KUSHIDA@env.go.jp)

## 4. 運用方式

別紙の冒頭「令和4年〇月1日から、～」を適宜、「求め」を希望する「月」に修正し、提出ください。（公印不要）

## 【連絡先】

担当：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

上田、浅利、串田

電話番号：03-3581-3351（内線 6655・7415・7412）

(別紙)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

令和〇年〇月〇日

環 境 大 臣 殿

〇 〇 〇 〇 市 長

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第1項及び第3項に基づく  
狂犬病予防法の特例に係る「市町村長の求め」について

令和〇年〇月1日から、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第39条の7第1項及び第3項に基づく求めをいたします。

なお、法第39条の5第1項に基づく登録若しくは法第39条の6第1項に基づく変更登録を受けた犬が生後91日齢に達した日以後の登録情報又は法第39条の5第8項に基づく登録事項の変更の届出があった日が生後91日齢に達した日以後の犬に係る登録情報を求めるものといたします。

また、法第39条の5第1項に基づく犬の登録若しくは法第39条の6第1項に基づく犬の変更登録が生後90日齢以内に行われた場合又は法第39条の5第8項に基づく登録事項の変更の届出が生後90日齢以内の犬の所有者から行われた場合には、当該犬が生後91日齢に達した日時点の登録情報を求めるものといたします。

(参考)

### 令和4年8月1日以降の狂犬病予防法の特例に係る「求め」の提出期限

毎月20日締めめの受付期限とし、翌月1日から特例通知を発出する。

